

下野市高齢者保健福祉計画策定委員会 議事録

審議会等名	令和5年度 第2回 下野市高齢者保健福祉計画策定委員会
日 時	令和5年10月20日（金） 午後1時00分 ～ 3時00分
会 場	下野市役所 2階 203会議室
出席者	佐藤慎、増山有一、前原多鶴子、木村直喜、安生祐介、須藤知道、吉田優、角田充仙、関匡代、坂本栄一、川俣一由、手塚譽、林和美、鈴木祐孝、鈴木景子、岸野みどり
事務局側	健康福祉部長：福田充男、高齢福祉課長：金田欣明、基幹型地域包括支援センターGL：早乙女美奈子、介護保険 GL：大山良雄、高齢福祉 GL：塩濱弘子、主幹：吉川健次、主査：館野詩織、主査：朝日萌子、地域包括支援センター（いしばし）：大地由美子、センター長（こくぶんじ）：高津戸美枝、センター長（みなみかわち）：山下昌美
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者	0人
報道機関	0人
議事録作成年月日	令和5年11月24日

1 開会	事務局より、開会宣言。
2 あいさつ	林委員長よりあいさつ。
3 議事	<p>(1) 今回会議録署名人の指名について 名簿 No. 8 角田委員、No. 4 関委員が指名された。</p> <p>(2) 第9期計画の基本方針（案）・骨子（案）について【資料1】 事務局より説明した。</p> <p>(3) 施設整備について【資料2】 事務局より説明した。</p> <p>(4) 標準介護保険料（案）について【資料3】 事務局より説明した。</p> <p>(5) その他</p>
質疑等	<p>●議事（1）について</p> <p>◎委員長</p>

4ページの重層的支援体制整備事業、前回の会議で考え方が違うということで訂正されたこと、社会福祉課に10月1日付でまるごと相談の窓口ができたこと、それから第9期計画の内容について、最初いただいたものをもっと整理して全部で6点にまとめたところ。重層的支援体制イメージ図というのは、先ほど2枚説明がありましたが、ここにはどっちを入れますか。国のものですか。

●事務局

厚労省の図を使います。

◎委員長

厚労省のイメージ図を入れる。下野市の社会福祉課が作成した内容と厚労省の図は、若干違うのですが、下野市のものは、載せないということですね。

皆様方、事前に送られた資料を見て赤字のところは、青字に変わっていくところですので、黒字もしくは、今回の青字のなかで、どこかおかしいのではないかというところを話していきたいと思います。第9期計画に向けての課題を共通理解したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

4ページが整理されて非常にわかりやすくなりました。その後に説明があった、重層的支援体制整備のイメージ図が福祉部のものと厚労省のもので、両方ともちょっと違うということですが、調整機能という真ん中のところ重層的支援体制で、新しくそういう会議体を来年度から作ろうという考えなのでしょうか。

●事務局

厚労省の資料で重層的支援会議の調整役の方が必要になるということですが、こちらは社会福祉課の中の地域共生グループで来年本格的にスタートする重層的支援体制整備事業について準備等進めております。その中で、10月から福祉まるごと相談窓口を開設したところ。来年から相談に加えて、説明にあった、参加支援、地域作りに向けた支援を一体的に実施していくことになっています。その中で、重層的支援会議については、福祉まるごと相談窓口の方に複雑・複合化した課題を抱えた相談が寄せられた際に、地域共生グループに重層的支援会議で調整役を担う相談支援包括化推進員の職員がいます。その推進委員を中心に、関係する相談支援機関と一緒に支援の方向性を調整していく役割を担うことになっています。

○委員

ということは、会議体は置かないということですか。

●事務局

単純にいうとケース会議として支援の方向性についてチェックしていくと考えています。

◎委員長

社会福祉課の作成資料ですが、包括的支援体制という枠に高齢、障がい、子ども、生活困窮とあり、福祉まるごと相談というのは、その狭間の問題しかやらないのでしょうか。

●事務局

福祉まるごと相談窓口は、制度の狭間にある相談を中心に受けるというように考えていますけれども、当然それだけではなく、それ以外の相談についても相談があったものについては受け止めていくと考えています。ただ、既存の相談機関がありますので、高齢、障がい、子ども、生活困窮それぞれの機関で解決できそうなところは、従来の相談機関で対応していくと考えています。

◎委員長

今回の計画では、この図は入れないので総合相談の窓口もあるのかと思ったのですが、狭間と書いてあるので少し検討して頂きたいと思いました。

また、地域作りに向けた支援のところで、下野市社会福祉協議会の位置づけとして、社会福祉課の方のイメージ図に入れていただけたらいいかなと思いました。ついては、計画の中では、国のポンチ図を一部加工して入れるという提案でよろしいでしょうか。

●事務局

そうです。

◎委員長

年号の書き方で、令和〇年（西暦何年）と表記が入りますけれども、年度の時には西暦が入りませんか。

●事務局

前は、平成と令和が切り替わるときで、西暦も入れていたのですけれども、しばらくは変わらないのかなということで、省かせていただきました。

◎委員長

例えば、12 ページの真ん中に、「本市の令和元年の介護保険の要介護度に基づく」と書いてあり、令和元年とその後平成 22 年と出ており、年が確定しているところは () の西暦があってもいいかなと思いました。平成 22 年と令和元年の関係性、普通に考えればわかるかもしれませんが、そういった点の調整が必要と思いましたので、「年度」の時には、書かないという方針ならいいですが、「年」のときには、西暦も入れた方が分かりやすいと思います。

○委員

9 ページ、高齢化率の中で順位が書いてあり、順位と言われても県内にいくつ市町があるのか、100 あって 22 位なら悪いかな、25 あって 20 ならまあいい

かなと。それによって受け止め方が違うので記載いただけたらと思いました。

◎委員長

4行目ですが、「国が1.0ポイントの上昇であるのに対し、本市は2.0ポイント上昇しており、高齢化の進行速度が国よりも早いことが分かります。」と書いてありますが、全体的に高齢化率が低い中での2ポイントアップなので、これをもって進行速度が早いと書いていいものなのかなと思いましたので、気になったところで

す。
それから、県内22番目って書いてあるけど、表は20番目と書いてあってその整合性がないですね。

○委員

8ページ(2)人口ピラミッドについて、これは市の表ですよ、9ページの(1)で国・県・他市町との比較となっていますが、(2)はあくまで市の表なので、「国・県・他市町との比較」はいらないかと思います。また、8ページで上の段が、令和2年、下の段が令和5年となっていますが、逆ではないかなと思います。

12ページ、平均寿命で最新が令和2年です。全国のデータなので若干遅いのかなと思います。しかし、健康寿命の方を見ると令和3年の数値が入ってもいいのかなと思います。市の方が古い数値を使っています。国の方が新しい数値を使っているのはどうなのかなと思います。

19ページ、介護保険被保険者数の表について、人数関係が前の数値と若干違うので、どちらが正しいのか確認して頂きたい。

◎委員長

第5章の第8期が全て第9期に変わり、8つの項目となります。書いてある内容コメント等については、前回の会議でみなさんからご指摘いただいた、コロナ禍におけるサロンの問題、老人クラブの減少、なかなか日常生活支援事業が届いていない、そういった中で地域包括支援センターが中心となって地域の様々なケアが行われています。それから医療と介護はますます連携し、様々なツールを使って進めていかなければならない。認知症についても、認知症相談窓口をわかりやすくしたり、認知症対策を進めるということで目標があがっています。介護人材の育成・確保については、もう少し専門職を養成するための考えた方があってもいいのかなと思います。講習会だけをやったということですが、介護福祉士の養成校に通う学生を支援するとか、市独自の奨学金を出すとか、ここの介護人材の育成・確保については弱いように感じます。安全・安心な暮らしの確保では、さまざまな協議会や要介護援護者・介助者の登録の推進など、介護予防を含めて、新しい生活様式の中での様々な地域作りをしていくという内容であり、8つの施策の柱を受けての第9期計画の前段になる部分です。58～69ページまでで何かご意見あれば伺いたいと思います。

○委員

62 ページの地域における支え合い・助け合いの充実では、健康福祉だけでは対応できないことがいっぱいあります。例えば公民館では、講座などをたくさんやっています。それをどのようにここに取り込むか。先ほど、委員長から社会福祉協議会がないとありましたが、まさにその通りです。これからの重層的支援体制整備事業は、福祉だけでは無理という感じがします。教育機関なども巻き込んでいかなければならないのではないかと思います、その辺はいかがなものかと思えます。

◎委員長

第9期計画の施策の柱について、認知症の相談窓口を知っている人の割合ですが、認知症の相談窓口がどこなのかわからないというのがあったので、具体的な数値、達成可能な範囲を入れるとよいと思います。

○委員

71 ページの基本理念ですが、次の72 ページに地域包括ケアシステムのイメージがポンッと入ってきて、前と変わりはないのですが、第8期の時には、地域包括ケアシステムのイメージ図を入れるまでの内容が、理念の中に盛り込まれていたが、その内容が2025年問題を含めた内容になっていたのも、そこは外したと思うのですが、いきなり地域包括ケアシステムのイメージ図がでてきています。文面では、74 ページに第9期計画では、「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムを深化・推進と令和22年を見据えた～」と書いてあるのですが、理念の中にも地域包括ケアシステムという文言が入ることで連動が分かりやすいのかなと思います。

また、77 ページ、人材の育成で、やはり評価指数が参加人数だと研修は受けました、けどそれが人材確保につながったかどうかというのが非常にわかりづらいなと思ったので、追跡で研修を受けた方がどれくらい実際に職に就かれたのかどうかを見るのがよいかなと思いました。

○委員

人材の確保・育成のボランティア活用ですが、施設の管理者をやっていますが、具体的にボランティアの活用をどのように人材育成・確保に当てはめていくのか。実際にボランティアを入れたことはありますが、人材の確保になるようなボランティアというのにはならないことが多々あると思うので、説明が分からない。

また、その下のところの「ムリ・ムダ・ムラ」と書いてありますが、約されるとわかりにくくて、どういったことが介護事業所で「ムリ・ムダ・ムラ」なのかを教えてくださいたいと思います。

●事務局

これは、国の新たな仕組みとして、人材の確保は、実際のところ確保するのが難しい、という今いる資源の中でやっていくしかないということで、今実施している作業、業務について洗い出しをして、「ムリしていないか、ムダなことしていないか、人によってやることに差があるのでは」ということを、国の方でガイドラインを作って、それと業務改善ツール、研修も行いますよということを国で考えていま

す。それを事業者に周知することを考えています。

◎委員長

その意味で行くと言葉足らずな感じがしますね。そういったガイドラインや仕様があれば、検討ができると思いますのでその詳しい説明があったほうがいいと思います。

74 ページの生きがいつくりで、「引き続き就労的活動支援コーディネーターの設置」とありますが、どのような人でしょうか。設置について引き続き検討するということは、第8期の時に置かれていないということですかね。

●事務局

第8期の時、令和2年度に働きたい高齢者と民間の働き口をつなげる就労的活動支援コーディネーターの配置が可能となったことで、次期計画の方では、謳わせていただきましたが、実際シルバー人材センター等の業務の重複が懸念されることから、具体的な検討までは行っていないのが現状です。第9期でも引き続き検討していくということで、今回、こちらの方に記載させていただきました。

◎委員長

設置について検討するというのは、第9期中に置かないということですよ。これはけりをつけたほうがいいかなと思います。

75 ページの「移行し、重層的支援事業体制整備事業」とありますが、移し替えるという意味でしょうか。

●事務局

施策の柱の8を移行ということです。

◎委員長

ビジョンの8つの柱の中に重層的支援体制整備事業はないですよ。これを見た時に、地域包括支援センターの機能が重層的支援体制整備事業に移行するのかなと思ったので、移行の意味が知りたかったところです。

それから、介護予防のフレイルでは会議で40～50代が、フレイル予防について検討しなければならないので、そこにPRすべきというご意見がありました。ここで出てくるフレイルは、高齢者の自立支援介護予防・フレイル予防であって、もう少し40～50代向けのもあったほうがいいかなと思います。

76 ページ5の2行目、26年の改正となっていますが、2005年で改正があって、2006年から実施ですが、平成26年にも改正がありましたか。先ほどの西暦の話もありますが、26年というと2006年で、改正は2005年だと思うので、確認を頂きたいと思います。

●議事（2）について

◎委員長

施設整備とありますが、待機者が34名おられて、その方たちの施設の希望はどう考えるのか、新たに特養等の施設を作るのかということについて、事務局では、

新しい施設を作ることは考えていなくて、看護小規模多機能型居宅介護と定期巡回を地域密着型サービスとして新たに公募して始めるということで、34名の対象者の方をこちらで対応しようという考え方でよろしいでしょうか。施設整備はお金がかかりますが、その分を居宅の地域密着型で新しいサービスを公募して、事業者の方を集めて進めたいということです。タイトルは施設整備についてということですが、施設整備については行わない。行わない代わりに、この2事業を募集してやっていくよという説明と理解してよろしいでしょうか。

施設を作るとものすごくコストがかかりますし、大変なのですが、今回は増床や新設をしないで、居宅系サービスを増やすことで、現在、待機している人の対応をしていこうということです。

●議事（3）について

◎委員長

20 ページでは、介護保険料については保険者ごとに第1号被保険者の標準負担額というものをこの委員会で定めることになっており、第4期から第8期の表があります。通常の看護小規模多機能型居宅介護をやらなくて6,000円になる予定のものを、看護小規模多機能型居宅介護と定期巡回を入れること、さらに積み立てている基金2億4千万を取り崩すことによって、第9期も5,600円でいければという考え方です。全国の第8期の平均が6,014円で、高いところでは9,800円とか市町村によって違うところですが、ここの第9期も2億4千万の取り崩しを入れて、施設を新たににつくらず、看護小規模多機能型居宅介護と定期巡回を入れれば5,600円という数字が見えてくるので、この委員会として5,600円で第9期、第8期と同等で伸ばせないのかということです。

第4期から第5期が700円、その次も700円、それから300円、100円と上がっています。前期はコロナの時だったので、見込みも少なかったのですが、今回、5,600円を6,000円にするのか、5,600円のままにするのかということです。事務局としては、5,600円のままでもいいかという提案です。

20 ページの下のところ、第1号被保険者、65歳以上の方の所得に応じての段階別保険料あり、下野市では11段階まであって、先ほどの6,000円だとすると、11段階で720万、市町村民課税で720万円の収入がある人は、6,000円が2.1倍という形になっていきます。5,600円なら現状維持ということになります。もちろん所得の低い方や生活保護の人は0.3倍とかになるわけですが、月額1,683円、11段階では11,760円となっています。特別徴収がありますが、月額15,000円以上もらっている人ということなので、あげられるのも15,000円までということです。

もし、足りなくなったらまだ基金はあるのでしょうか。

●事務局

はい、今現在7億8千万ありますので、2億4千万使ってもまだあります。国の方からも基金が残っている場合は、積極的に使ってくださいと案内がありますの

で、そのようにした方がよいのかなということ、みなさまにお伺いしています。

◎委員長

サービスを予定よりも使わなかったために残しているものが基金になっているので、以前払って頂いた保険料の積み立てが入っているので、7億8千万のうちの2億4千万を崩したら、今回5,600円になるということです。これについては、委員会としてこの計画の中で保険料を決定することになりますが、この後、議会などで承認を頂いて保険料が決まっていくこととなりますけど、いかがでしょうか。

第2号の方は、全国の第1号の保険料の平均額となります。全体があがれば、第2号もおのずと上がるということで、下野市で第1号を5,600円に据え置いたところで、第2号の方は伸びると思いますけど、全国の第1号保険が決まった後に保険料が決まることとなります。下野市の方向としてお認め頂いて、現状維持の第9期5,600円、このあともう一度計算しなおして、12月4日の次の会議の時に変更等あるかもしれませんが、とりあえず、今の新しい施設は作らないで、地域密着型のサービスを入れる、それから基金で2億8千万崩して、3年間の中に入れ保険料5,600円で第9期を進めていくと決定してよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

◎委員長

現状の第8期の所得段階別保険料の例えば、第8段階が210万円ー320万円であり、ここが新たなものでは、210万ー300万が入って、320万だったら第8段階だった人がちょっと上がるということですね。

低い人を安くすることはしない、生活保護0.3だから。しかし、ちょっと高い人を上げていく。アッパーの11段階は、2.10は上がらない。2.10は上がらないけど、その間を細分化することによって、その狭間域にある方は10段階に上がったたりすることが起こりうるということですね。

高齢者もたくさん年金をもらっていないのに保険料あがることは、これから先の課題になるかと思います。所得に応じた施策であるということをご理解いただければと思います。

標準介護保険料案については現状維持でどうかということと、所得段階別保険料を細分化して、より適切にということで、国が9段階から13段階になるので、下野市でも13段階になるということですが、次回までにご案内できるかと思います。

◎委員長

議案の3つ終わりましたが、その他に何か皆様からありますでしょうか。

それでは事務局から説明をお願いします。

●事務局

今回、皆さんからいただいた意見を反映させた上で、今回は柱、施策までですが、次回は事業についてお示ししなければなりません。それは、11月17日（金）に書

	<p>面でお送りしたいと思います。事務局として全て網羅したものを送付したいと思います。それを御目通ししていただき、11月29(水)までに今日配布した紙にご意見等を記載して返信いただければと思います。そちらを踏まえて12月4日の第3回の会議に臨みたいと考えています。</p> <p>◎委員長</p> <p>17日に送られてきたものに対する修正意見を出してくださいということですね。今日皆さんからお出しいただいたものについては、事務局の方で修正して、17日に送られてくるものについては変えられていると思います。今日触れられなかった、骨子案に数値等を入れたものを17日にお送りするので、確認いただいて29日までに送っていただくということになります。どうぞご協力をお願いいたします。</p> <p>では、私の方の議案は終わりとなりますので、マイクをお返しいたします。ご審議頂きましてありがとうございました。</p>
4 閉会	事務局より閉会宣言

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____